

○松田町古民家の設置及び管理に関する条例

(平成30年9月25日条例第26号)

(趣旨)

第1条 松田町に存する豊かな地域資源を活用し、歴史、自然、農業体験等の実施や地域情報の発信等を通じて、地域の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、松田町古民家（以下「古民家」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 古民家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
古民家 旧安藤邸	松田町寄709番地

(管理)

第3条 古民家の管理は、町長が行う。

(利用の許可)

第4条 古民家を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要のあるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、古民家の利用を制限することができる。

- (1) 伝染性疾患にかかっている者
- (2) 秩序又は風俗をみだすおそれがある者
- (3) その他町長が不相当と認める者

(行為の禁止)

第6条 利用者は、古民家において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設（当該古民家が現にある敷地を含む。以下同じ。）及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変形し、又は工作物を設置すること。
- (3) 許可なく広告物その他これに類する物を掲出し、又は設置すること。
- (4) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、古民家の管理上不相当と町長が認める行為（利用の許可の取消し等）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、利用の許可を取消し、又は利用の許可を停止することができる。ただし、このため利用者に損害を生ずることがあっても町長はこれに対し、その責任を負わない。

- (1) 利用者が第4条第2項に規定する利用についての条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他管理上不相当と町長が認めたとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に掲げる使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるも

のとする。)を町長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第11条 利用者は、施設又は設備を損傷し、若しくは滅失したときは、町長の認定するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届出、その指示を受けなければならない。

(管理の代行)

第12条 町長は、古民家の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に古民家の管理を行わせることができる。

(利用料金)

第13条 前条の規定により古民家の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、第8条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることができる。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 第12条の規定により指定管理者に古民家の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 古民家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 古民家の利用の許可に関する業務
- (3) 古民家の利用料金の収受に関する業務
- (4) 古民家の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が別に定める業務

(指定管理者の管理に係る読替え)

第15条 古民家の管理を指定管理者が行う場合においては、第4条、第5条、第6条第5号及び第7条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第16条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松田町条例第15号）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれらに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても第12条の規定の例により行うことができる。

別表(第8条及び第13条関係)

区分	使用料
宿泊使用料	1人1泊 6,000円
休憩使用料	3時間まで 3,000円 以後1時間につき 1,000円
備考	1泊及び休憩については、24時間以内とし、開始及び終了時刻は、規則で定める。